

南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成30年2月27日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

記

- 1 監査の種類
定期監査（1月実施分）
- 2 監査の対象
情報政策課、企画課、危機管理課、被災者支援・定住推進課
- 3 監査の範囲
平成29年4月から平成29年11月に実施した事務事業
- 4 監査の着眼点
 - （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
 - （2）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
 - （3）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。
- 5 監査の主な実施内容
 - （1）帳票簿冊等の審査
 - （2）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取
- 6 監査の期間
平成29年12月1日～平成30年1月26日まで

7 監査の実施場所及び実施日

対 象 課	実 施 場 所	実 施 日 (監査委員監査)
情 報 政 策 課	監査委員事務局	平成30年1月26日(金)
企 画 課		
危 機 管 理 課		
被災者支援・定住推進課		

8 監査の結果

全般的に法令、予算等に基づき執行され、おおむね適正なものと認められた。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。